

■ 予防接種の再接種にかかる費用助成について ■

新宿区では、骨髄移植等の影響により移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できない方に対し、平成 31 年度から予防接種の再接種費用を助成します。費用の助成を受けるには、事前に再接種にかかる申請が必要になります。

1 対象要件

予防接種の再接種日（平成 31 年 4 月 1 日以降の接種に限る）において、新宿区に住民登録がある 20 歳未満の方で、次の（1）及び（2）に該当する方

- （1） 骨髄移植等の影響により、移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できないため、医師から再接種が必要と診断された方
- （2） 国内の医療機関で予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条に定めるワクチンの再接種を希望する方

※ ただし、四種混合（DPT-IPV）ワクチンは 15 歳、BCG（結核）は 4 歳、ヒブワクチンは 10 歳、小児用肺炎球菌ワクチンは 6 歳を再接種の対象年齢の上限とします。

※ 移植前に定期接種を受けていない場合は、長期療養を必要とする疾病に罹患したことによる定期接種に関する特例措置（予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 1 条の 3 第 2 項）により、定期接種の接種期間を延長して接種できる場合がありますので、保健予防課へお問い合わせください。

2 申請時に提出いただく書類

次の（1）から（3）までをすべてご提出ください。

- （1） 再接種にかかる費用助成申請書（様式第 1）
- （2） これまでに接種した定期予防接種を記録したもの（母子健康手帳等）の写し

※ 母子健康手帳の場合は、「表紙（発行日の記載があるもの）」及び「予防接種の記録があるページ」の写し

- （3） 骨髄移植等の影響に伴う再接種に関する意見書（様式第 2）

※ 医師に記入をお願いします。なお、医療機関によっては、意見書への記載にあたり、文書作成料等の費用が生じる場合があります。文書作成料等は費用助成の対象外になりますので、事前に医療機関にご確認ください。

3 助成の決定

ご提出いただいた書類を区が審査し、助成することを決定したときは、「再接種にかかる費用助成の対象決定通知書」（様式第 3）を、助成しないことを決定したとき

は、「再接種にかかる費用助成の対象外決定通知書」（様式第4）を申請者に通知いたします。決定通知書の内容をご確認ください。

4 再接種及び助成金額

区からの「再接種にかかる費用助成の対象決定通知書」（様式第3）がお手元に届いてから再接種をお願いいたします。

費用助成の対象となるのは、当該対象決定通知書に記載のあるワクチンです。ワクチンの再接種にかかった費用は、接種するワクチンによって助成上限額が異なります。新宿区が実施する予防接種の委託単価を超えるときは、委託単価の額を上限額とします。詳細は保健予防課にお問合せください。

5 再接種後にご提出いただく書類

次の（1）から（3）までをすべてご提出ください。

- （1） 再接種にかかる費用の償還払申請書（様式第5、第5-2、第5-2-2）
- （2） 再接種を実施した医療機関が発行する領収証書（原本）、又は再接種確認書（様式第6）
 - ※ 複数のワクチンを同時接種した場合は、各ワクチンの価格がわかる診療明細書等（写し可）を添付してください。
- （3） 再接種を記録した書類（母子健康手帳等）のコピー

6 申請期限

再接種をした日から2年間です。

7 再接種費用の支払い

再接種後にご提出いただいた「再接種にかかる費用の償還払申請書」及び添付書類等を審査し、再接種にかかる費用の償還払支給決定通知書を送付いたします。

※ 償還額は、「再接種にかかる費用の償還払申請書」に記載された指定の口座にお振込いたしますが、入金のお知らせは行っておりませんので、ご自身で通帳等のご確認をお願いいたします。

なお、申請から入金まで1か月～2か月程度かかりますのでご了承ください。

（お問合せ）

新宿区健康部保健予防課予防係

予防接種担当

電話：03-5273-3859（直通）

FAX：03-5273-3820

(申請から再接種、費用助成までの流れ)

1 保健予防課へ申請書類等を請求



2 事前申請に必要な書類を添付して、新宿区保健予防課へ提出

- ・再接種にかかる費用助成申請書(様式第1)
- ・母子健康手帳等(表紙及び予防接種のページ)の写し
- ・骨髄移植等の影響に伴う再接種に関する意見書(様式第2)



(対象の方には、「再接種にかかる費用助成の対象決定通知書」を送付いたします。)



3 再接種開始(医療機関が発行する領収証書等を保管)



4 再接種終了



5 再接種完了後に費用助成申請書を新宿区保健予防課へ提出

- ・再接種にかかる費用の償還払申請書(様式第5、様式第5-2、様式第5-2-2)
- ・再接種を実施した医療機関が発行する領収証書、又は再接種確認書(様式第6)
- ・再接種を記録した書類(母子健康手帳や予防接種予診票等)の写し



(提出された書類を審査し、「再接種にかかる費用の償還払支給決定通知書」を送付いたします。)



6 支給決定通知書にある金額を指定の口座にお振込みいたします。